

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和2年2月17日（令和2年（行個）諮問第18号），同年4月20日（同第69号）及び同月27日（同第73号）

答申日：令和3年7月8日（令和3年度（行個）答申第45号ないし同第47号）

事件名：本人に対する再調査決定に係る重要事案審議会審議表の不訂正決定に関する件

本人に対する再調査決定に係る重要事案審議会審議表の不訂正決定に関する件

本人に対する再調査決定に係る重要事案審議会審議表の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

重要事案審議会審議表（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の各訂正請求につき、不訂正とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく各訂正請求に対し、令和元年11月5日付け特定記号第172号並びに同月11日付け同第175号及び同第176号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った各不訂正決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から意見書及び添付書類が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。

(1) 審査請求書1（令和2年（行個）諮問第18号）（原処分3（別表の通番3）に対するもの）

特定日Eに送付した文書「書類提出の督促について」にて、「この文書は、国税通則法第74条の11第2項の規定に基づく調査結果の内容説明として行うものです。」として「上記の結果、所得税（及び復興特

別所得額)が特定金額増加するため、修正申告書の提出が必要となります。」と記載して修正申告の勧奨をしている。国税通則法74条の11第3項には、「前項の規定による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる旨及びこの場合において、当該調査の結果に関して当該納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることができないが更正の請求をすることができる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない」と規定している。特定税務署長(処分庁)は、国税通則法74条の11第2項の規定により修正申告の勧奨をしているが、「納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることができないが更正の請求をすることができる書面」を交付した事実はなく、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の更正・加算税の賦課決定通知書」が適法に処理されたとの事実はなく、事実と相違するため。

(2) 審査請求書2(令和2年(行個)諮問第69号)(原処分1(別表の通番1)に対するもの)

国税通則法24条の規定による更正処分は、「調査により」行う旨規定している。「複数回行政指導にて」提出を求めた事実はあるが「調査により」再三に渡り提出を求めた事実はなく、事実と相違するため。

(3) 審査請求書3(令和2年(行個)諮問第73号)(原処分2(別表の通番2)に対するもの)

国税通則法24条の規定による更正処分は、「調査により」行う旨規定している。行政指導にて提出を求めた事実はあるが「調査により」提示(提出)を求めた事実はなく、事実と相違するため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1(令和2年(行個)諮問第18号)(原処分3(別表の通番3))

(1) 本件訂正請求等について

本件審査請求は、処分庁が法18条1項の規定に基づき開示した本件対象保有個人情報について、審査請求人が法27条1項の規定に基づく訂正を求めたところ、処分庁が「訂正しない旨」の決定(原処分3)を行ったことに対しなされたものである。

(2) 本件対象保有個人情報の訂正の要否について

本件文書は、一定の事案について、国税当局内部における処理の適正等を図るための審議資料として作成する文書である。本件対象保有個人情報は、所得税の申告に関し書類提出がないことを理由に行った更正処分(以下「本件更正処分」という。)について、再調査の請求があり、再調査決定により本件更正処分を取り消した事案に係る本件文書に記載された情報である。

審査請求人は、処分庁が特定日 E 付けで審査請求人へ送付した「書類提出の督促について」において、修正申告書提出の勧奨を行っているにもかかわらず、国税通則法 7 4 条の 1 1 第 3 項に規定する教示書面を審査請求人へ交付していないことを理由として、本件対象保有個人情報のうち「審議事項に対する事実関係及び担当者意見等」欄の「○その他」文中の「適法に処理されている」との記載部分（別表の通番 3 に掲げる部分）を「調査手続の一部に違法があった」へ訂正するよう求めていることから、以下、訂正の要否について検討する。

ア 本件更正処分に係る関係法令等

(ア) 所得税法 1 2 0 条 5 項は、税務署長は医療費控除適用者に対し、医療費の領収書の提示又は提出を求めることができるとし、また、この場合において、当該医療費控除適用者は領収書を提示又は提出しなければならない旨規定している。

(イ) 国税通則法 2 4 条は、税務署長は申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったときは、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する旨規定している。

(ウ) 国税通則法 7 4 条の 1 1 第 2 項は、国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明する旨規定しており、また、同条 3 項は、前項による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる旨、また、この場合において、当該調査の結果に関し当該納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない旨規定している。

イ 諮問庁から処分庁に対して、別表の通番 3 に掲げる部分の記載について確認したところ、以下の事実が認められた。

(ア) 処分庁は、特定日 A 以降 4 回に渡り審査請求人に対し医療費に係る領収書の提出を求めたが、審査請求人から領収書の提示又は提出がなかったため、特定日 E 付けで「提出書類の督促について」を送付し、医療費に係る領収書の提出を督促し、提出がない場合には更正処分を行う旨、又は修正申告書の提出が必要となる旨記載して送付したが、審査請求人からは領収書の提出がなされなかった。なお、処分庁は、「提出書類の督促について」の送付の際、国税通則法 7 4 条の 1 1 第 3 項に規定する教示書面を同封していなかった。

(イ) 処分庁は、上記ア（ア）及び（イ）の規定に基づき、特定日 F 付けで本件更正処分を行った。

(ウ) 審査請求人は、本件更正処分の取消を求める再調査の請求書を特定日 G 付けで提出したが、処分庁の再調査担当者は、当該再調査の請求の際に添付された医療費に係る書類を踏まえ、医療費の金額を確認した結果に基づき、再調査決定で本件更正処分を取り消した。なお、処分庁は、審査請求人へ送付した「書類提出の督促について」で教示書面の同封が漏れていたことをもって本件更正処分を取り消したものではない。

(エ) 処分庁が再調査決定により本件更正処分を取り消すに当たって作成した本件文書における別表の通番 3 に掲げる部分には、本件更正処分は「①当局は医療費の領収書の提示（提出）を求めていること、②その求めに対し提示（提出）がなかったことから、適法に処理されている。」と記載されているが、上記ア（ア）及び（イ）の規定に基づく適法な処分であったことを記載しているものである。

ウ 訂正の要否について

審査請求人は、別表の通番 3 に掲げる部分を「調査手続の一部に違法があった」へ訂正するよう求めているが、当該部分には、上記イ（エ）に記載のとおり、本件更正処分自体の適法性について記載しているにすぎず、調査手続の一部に瑕疵があったか否かを記載しているものではない。

なお、調査手続の瑕疵が課税処分の取消事由となる旨を定めた規定はなく、また、調査手続に瑕疵があるというだけで納税者が本来支払うべき国税の支払義務を免れることは、租税公平主義の観点からも問題があると考えられることからすれば、調査手続に単なる違法があるだけでは課税処分の取消事由とはならないものと解されている。

よって、別表の通番 3 に掲げる部分の記載について事実でないとは認められず、法 29 条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しない。

(3) 結論

以上のことから、本件訂正請求については、訂正する理由があるとは認められないため、原処分 3 は妥当であると判断する。

2 補充理由説明書（令和 2 年（行個）諮問第 18 号）（原処分 3（別表の通番 3））

提出した理由説明書 1（上記 1）の記載について、次のとおり訂正します。

(1) 訂正箇所

上記1(2)イ(ア)の「提出書類の督促について」

(2) 訂正内容

訂正前「提出書類の督促について」

訂正後「書類提出の督促について」

3 理由説明書2(令和2年(行個)諮問第69号)(原処分1(別表の通番1))

(1) 本件訂正請求等について

本件審査請求は、処分庁が法18条1項の規定に基づき開示した本件対象保有個人情報について、審査請求人が法27条1項の規定に基づく訂正を求めたところ、処分庁が「訂正しない旨」の決定(原処分1)を行ったことに対しなされたものである。

(2) 本件対象保有個人情報及び別表の通番1に掲げる部分について

(略)

審査請求人は、本件更正処分の概要が記載されている「○原処分の概要」文中の「再三に渡り医療費の領収証等の提出を求めた」との記載部分のうち、「再三に渡り」との記載部分(別表の通番1に掲げる部分)を「複数回行政指導にて」へ訂正するよう求めている。

(3) 別表の通番1に掲げる部分の訂正の要否について

審査請求人は、国税通則法24条の規定による更正処分は「調査により」行うこととされているところ、処分庁は複数回「行政指導にて」提出を求めた事実はあるが、「調査により」再三に渡り提出を求めた事実はなく、事実と相違する旨主張することから、以下、訂正の要否について検討する。

ア 本件更正処分に係る関係法令等

(ア) 上記1(2)ア(ア)と同旨。

(イ) 上記1(2)ア(イ)と同旨。

(ウ) 国税通則法74条の11第2項は、国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容(更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。)を説明する旨規定している。

(エ) 国税当局においては、上記(ア)に基づき、医療費控除適用者に対して記載内容の確認を行う目的で、行政指導により医療費の領収書の提出依頼文を送付することとしており、その提出依頼に対し連絡等がない場合は、再度提出依頼文を送付することとしている。また、それでもなお医療費の領収書の提出がない場合は、調査として「書類提出の督促について」文書を送付することとしている。さらに、当該督促にも応じない場合には、上記(イ)に基づき更正することとしている。

イ 諮問庁から処分庁に対して、別表の通番1に掲げる部分の記載について確認したところ、以下の事実が認められた。

(ア) 処分庁は、審査請求人宛に特定日A付け「保管されている書類の提出のお願い」を送付し、医療費の領収書の提出を依頼した。審査請求人から医療費の領収書の提出及び電話連絡がなかったことから、処分庁は、審査請求人宛に特定日B付け「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書に係る書類の提出について」を送付し、再度、医療費の領収書の提出を依頼した。それでもなお医療費の領収書の提出がなかったことから、処分庁は、審査請求人宛に特定日C付け及び特定日D付けで「電話連絡のお願い」を送付した。

(イ) 処分庁は、上記(ア)のとおり、審査請求人に対し医療費の領収書の提出等を求める文書を計4回送付したが、審査請求人から医療費の領収書の提出等はなかった。そのため、処分庁は、審査請求人に対し調査を行い、医療費の領収書の提出に応じなければ更正処分を行うとして、特定日E付け「書類提出の督促について」を送付した。

なお、この文書には、上記ア(ウ)に規定する調査結果の内容説明として行うものである旨の記載がされている。

(ウ) 審査請求人は、上記(イ)の書類提出依頼によっても医療費の領収書を提出しなかったため、処分庁は、上記ア(ア)及び(イ)の規定に基づき、特定日F付けで本件更正処分を行った。

ウ 訂正の要否について

審査請求人は、別表の通番1に掲げる部分を「複数回行政指導にて」へ訂正するよう求めているが、当該部分は、本件更正処分の概要を記載した部分であり、上記イのとおり、本件更正処分を行うに当たり審査請求人に対し行政指導及び調査の過程において医療費の領収書の提出依頼文等を送付した事実について、「再三に渡り」医療費の領収証等の提出を求めたと記載したものである。

したがって、別表の通番1に掲げる部分の記載について事実でないとは認められず、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しない。

(4) 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報、法29条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとは認められないため、原処分1は妥当であると判断する。

4 理由説明書3(令和2年(行個)諮問第73号)(原処分2(別表の通番2))

(1) 本件訂正請求等について

本件審査請求は、処分庁が法18条1項の規定に基づき開示した本件対象保有個人情報について、審査請求人が法27条1項の規定に基づく訂正を求めたところ、処分庁が訂正しない旨の決定（原処分2）を行ったことに対しなされたものである。

(2) 本件対象保有個人情報及び別表の通番2に掲げる部分について
(略)

審査請求人は、本件対象保有個人情報のうち「審議事項に対する事実関係及び担当者意見等」欄の「○その他」文中の「当局は医療費の領収証の提示（提出）」との記載部分（別表の通番2に掲げる部分）を「当局は、行政指導にて医療費の領収証の提出」へ訂正するよう求めていることから、以下、訂正の要否について検討する。

(3) 別表の通番2に掲げる部分の訂正の要否について

審査請求人は、国税通則法24条の規定による更正処分は「調査により」行うこととされているところ、処分庁は行政指導にて提出を求めた事実はあるが、「調査により」提示（提出）を求めた事実はなく、事実と相違する旨主張することから、以下、訂正の要否について検討する。

ア 本件更正処分に係る関係法令等

(ア) 上記3(3)ア(ア)と同旨。

(イ) 上記3(3)ア(イ)と同旨。

(ウ) 上記3(3)ア(ウ)と同旨。

(エ) 上記3(3)ア(エ)と同旨。

イ 諮問庁から処分庁に対して、別表の通番2に掲げる部分の記載について確認したところ、以下の事実が認められた。

(ア) 上記3(3)イ(ア)と同旨。

また、特定日A付け「保管されている書類の提出のお願い」及び特定日B付け「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書に係る書類の提出について」には、提出書類は確認後返却する旨の記載がされている。

(イ) 上記3(3)イ(イ)と同旨。

(ウ) 上記3(3)イ(ウ)と同旨。

(エ) 別表の通番2に掲げる部分の「提示（提出）」については、上記(ア)のとおり、提出書類は確認後返却することとしているため、「提示（提出）」と記載したものである。

ウ 訂正の要否について

審査請求人は、別表の通番2に掲げる部分を「当局は、行政指導にて医療費の領収証の提出」へ訂正するよう求めているが、当該部分は、本件更正処分の適法性の検討に当たり、行政指導及び調査の過程において、上記ア(ア)に記載の所得税法120条5項に基づき

医療費の領収書の提示又は提出を文書で求めたという事実について記載したものである。

したがって、別表の通番2に掲げる部分の記載について事実でないとは認められず、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しない。

(4) 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報、法29条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとは認められないため、原処分2は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和2年2月17日 諮問の受理（令和2年（行個）諮問第18号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書1を收受（同上）
- ③ 同年3月23日 審査請求人から意見書1及び資料を收受（同上）
- ④ 同月30日 諮問庁から補充理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同年4月8日 審査請求人から意見書2を收受（同上）
- ⑥ 同月20日 諮問の受理（令和2年（行個）諮問第69号）
- ⑦ 同日 諮問庁から理由説明書2を收受（同上）
- ⑧ 同月27日 諮問の受理（令和2年（行個）諮問第73号）
- ⑨ 同日 諮問庁から理由説明書3を收受（同上）
- ⑩ 同年5月25日 審査請求人から意見書3を收受（令和2年（行個）諮問第69号）
- ⑪ 同年6月16日 審査請求人から意見書4を收受（令和2年（行個）諮問第73号）
- ⑫ 令和3年6月10日 審議（令和2年（行個）諮問第18号、同第69号及び同第73号）
- ⑬ 同年7月1日 令和2年（行個）諮問第18号、同第69号及び同第73号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各訂正請求について

本件各訂正請求は、本件対象保有個人情報について、別表の3欄に掲げる部分の訂正を求めるものであり、処分庁は、法29条に基づく訂正義務があるとは認められないとして、訂正しないこととする原処分を行ったと

ころ、審査請求人は、原処分を取り消し、各訂正請求のとおり訂正することを求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと料するときにを行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価、判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、上記第3の1(1)、3(1)及び4(1)のとおり、審査請求人が法に基づく保有個人情報開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当する。

イ 当審査会において、諮問庁から本件文書の提示を受けて確認したところ、本件文書のうち、別表の通番1及び2に掲げる各部分には、審議事項に対する事実関係の概要及び本件更正処分に対する国税当局の評価・判断の基礎となる事実が記載されていることが認められ、いずれも法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

ウ これに対し、別表の通番3に掲げる部分には、本件更正処分について、国税当局が評価・判断した内容が記載されていることから、当該部分は「評価、判断」に該当し、訂正請求の対象となる「事実」とは

認められない。

したがって、別表の通番3に掲げる部分は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

3 訂正の要否について

(1) 審査請求人は、上記第2の2(2)及び(3)において、別表の通番1及び2に掲げる各部分が事実と異なると主張して、別表の3欄のとおり訂正すべきと主張する。

(2) 当審査会において、上記第3の3(3)イ(上記第3の4(3)イも同旨)掲記の各文書につき、諮問庁から提示を受けて確認したところ、処分庁と審査請求人とのやり取りに関する事実経過は、おおむね上記第3の3(3)イ及び4(3)イのとおりと認められる。そして、上記第3の3(3)ア(上記第3の4(3)アも同旨)掲記の各法令に照らせば、行政指導及び調査の過程において医療費の領収書の提出依頼文等を送付した事実及び医療費の領収書の提示又は提出を文書で求めたという事実を記載したものであるとする上記第3の3(3)ウ及び4(3)ウの諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

(3) これに対し、審査請求人は、上記第2の2(2)及び(3)のとおり、行政指導にて提出を求めた事実はあるが、調査により提示(提出)を求めた事実はなく、別表の通番1及び2に掲げる各部分が事実と異なるなどと主張するが、具体的な根拠が示されているとはいえず、別表の通番1及び2に掲げる各部分が事実と異なることを認められない。

(4) したがって、別表の通番1及び2に掲げる各部分については、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

5 本件各不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の各訂正請求につき、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないとして不訂正とした各決定については、本件対象保有個人情報は、同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別表

1 原処分	2 通番	3 審査請求人が訂正を求める部分		
		本件文書	訂正を求める内容	
原処分 1	1	2 ページ目「審議事項に対する事実関係・担当者意見等」欄の「○原処分の概要」の本文 2 行目「再三に渡り」	訂正	複数回行政指導にて
原処分 2	2	2 ページ目「審議事項に対する事実関係・担当者意見等」欄の「○その他」の本文 3 行目及び 4 行目「①当局は医療費の領収証の提示（提出）」	訂正	①当局は、行政指導にて医療費の領収証の提出
原処分 3	3	2 ページ目「審議事項に対する事実関係・担当者意見等」欄の「○その他」の本文 6 行目「適法に処理されている」	訂正	調査手続の一部に違法があった

(注) 行数の数え方については、空白の行及び表の枠線は数えない。